

令和8年2月16日
香美市管財課

複数単価契約案件に係る運用方法について

複数単価契約については、一般的に「単価交渉方式」で運用されていますが、この方式では、各品目の見積単価（見積単価）が設定された予定単価（予定単価）を下回るまで減価交渉を行う必要があり、受注者発注者双方に大きな負担がかかります。

このことを踏まえ、今後において香美市が発注する複数単価契約案件については、「総額競争方式」で運用することといたしましたので、お知らせします。

記

1 総額競争方式について

(1) 契約方法及び注意事項

競争入札又は随意契約とし、入札書又は見積書の提出時に見積内訳書（別添参考様式）の添付を義務付けます。なお、見積内訳書の添付がない場合又は見積内訳書に計算誤りがある場合は、その入札書又は見積書は無効とします。

(2) 契約の相手方の決定方法

予定推定総金額（予定価格）と事業者が見積推定総金額を比較し、予定推定総金額を下回る最低の価格で見積った事業者を契約の相手方として決定します。なお、事業者の見積単価が予定単価を超過している品目があっても減価交渉は行いません。

※ 予定推定総金額＝予定推定金額の合計額

※ 予定推定金額＝予定単価×予定数量

※ 見積推定総金額＝見積推定金額の合計額

※ 見積推定金額＝見積単価×予定数量

(3) 契約金額

決定した契約の相手方の入札書又は見積書に添付された見積内訳書に記載された見積単価で契約するものとし、契約時に推定金額、推定総金額を定めます。

※ 推定総金額＝推定金額の合計額

※ 推定金額＝契約単価×予定数量

(4) 発注指示の限度

「単価交渉方式」では、各品目に設定された予定数量を超えて発注を指示することはできませんが、「総額競争方式」では、契約時に定めた推定総金額（税込）に達するまで各品目に設定された予定数量を超えて発注を指示することができることとします。

(5) 契約の終了に関する留意点

契約は、契約期間の満了をもって終了となります。ただし、契約期間の満了前において発注指示の限度に達した場合は、その時点で終了することとします。

2 運用の開始時期

令和8年度以降（令和8年度当初予算成立後）

参考様式

年 月 日

香美市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

見 積 内 訳 書

件 名	
-----	--

	品目	種類	規格	予定数量	単価	推定金額
1						
2						
3						
4						
5						
				推定総金額 (推定金額の合計額)		

備考

- 見積金額はすべて税抜きとすること。
- 「予定数量」欄には、仕様書又は設計書に掲げる予定数量を表示すること。
- 「推定金額」欄には、単価に予定数量を乗じて計算した額を記載すること。
- 「推定総金額」欄には、「推定金額」欄に記載した金額の合計額を記載すること。
- 推定総金額は、入札書に記載した入札金額（随意契約による場合にあっては見積書に記載した見積金額）と一致すること。
- この様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよい。